平成２９年（フ）第４９３号
埼玉県所沢市大字山口693番地の７　サンロードハイム１―303
債務者　高谷　繁子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１２号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目12番地21サンアビア201
債務者　星　　利光
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４９号
埼玉県川越市上野田町16番地22（鈴蘭荘103号室）
債務者　西田真由美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８２号
静岡県浜松市中区西丘町240番地ハイツ美羽アパート103
債務者　大野　准司
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
愛知県稲沢市千代町中郷21番地２
債務者　熊本　裕幸
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３４３１号
大阪府大東市北新町11番210号
債務者　西村　英邦
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３２号
大阪府大東市北新町11番210号
債務者　西村　貴子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７０９号
大阪府寝屋川市新家１丁目４番４号
債務者　奥田留美子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５６号
大阪市中央区高津２丁目４番21号　日本橋レジデンス201
債務者　熊沢亜紀子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６３号
大阪府豊中市庄本町１丁目９番14号
債務者　水口　純一
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６４号
大阪府豊中市庄本町１丁目９番14号
債務者　水口　初子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２６号
大阪府枚方市田口山３丁目１番13―208号
債務者　梶田　佳孝
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８１号
大阪市生野区新今里２丁目４番19号　第２マルミマンション　402、前住所大阪市生野区新今里６丁目３番８号
債務者　大隅　高広
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０４号
大阪市都島区片町２丁目９番25―805号
債務者　中川　初美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２１８号
大阪市西成区玉出西２丁目10番48号、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目17番３号　１Ｂ
債務者　吉川　国一
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２５号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目10番９号
債務者　袖山　　勲
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３２号
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―1002号
債務者　山口　恭子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部